

鴻巣市こどもの権利条例（案）の概要

鴻巣市は、豊かな自然環境と深い歴史を有し、「ひな人形と花のまち」として親しまれるとともに、地域住民が協力して築き上げてきた温かい社会が根付いた埼玉県の“まんなか”に位置するまちです。荒川の清流や広大な田園風景、四季折々の美しい風景は、市民の生活の中に息づき、子どもたちにとっても大切な学びの場となっています。また、鴻巣市は「コウノトリの里づくり」に取り組み、絶滅危惧種であるコウノトリの保護・再生を目指し、自然環境の保全と共生による持続可能なまちづくりを進めています。

鴻巣市は、子どもたちに未来の環境を守るために必要な知識や価値観を育む責任を負うとともに、子ども・子育て支援に関する取組の充実により、子どもたちが健やかに成長し、自己を尊重される“こどもまんなか”の社会を築くことに全力を尽くします。

鴻巣市は、すべてのこどもがこのような自然と共に成長し、心豊かに育むことができる社会を創り上げるために、子どもたちの権利を守り、尊重することを誓い、子どもたちのやりたいことを地域全体で応援する機運を醸成します。

子どもたちは、自分の意見を表明し、自由に学び、遊び、自己を発見し、成長する権利を持っています。そして、その権利は、年齢、性別、背景に関わらず平等に保障されるべきです。

すべてのこどもが、安全で愛され、支え合う環境の中でその権利を享受し、夢を持って自由に羽ばたける未来を創造するために、家族、地域、学校、行政が一丸となって取り組んでいきます。

鴻巣市はこどもまんなか社会の実現を目指し、子どもたちが誇りを持って成長し、次の世代へと地域の豊かな自然と文化を引き継いでいくことを心から願うとともに、こどもの権利を保障することを目的として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、本条例を制定します。

基本的な考え方

【目的】

この条例は、こどもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、こどもの権利に対する理解を深め、かつ、こどもの健やかな成長を支援することを目的とする。

【定義】

- (1) こども 新生児期、乳幼児期、学童期、思春期及び青年期のもので、心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している個人若しくは団体をいう。
- (4) 施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っているこどもをいう。

【基本理念】

- (1) 全てのこどもは、いかなる理由でも差別されず、権利が保障される。
- (2) こどもの最善の利益が最優先される。
- (3) 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- (4) こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重される。

こどもの権利

【安心して生きる権利】

こどもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 生命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) いかなる理由によっても差別されず、不当な扱いを受けないこと。

【心身ともに豊かに育つ権利】

こどもは、心身ともに豊かに育つ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること並びに適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。

【自分を守り、守られる権利】

こどもは、自分を守り、守られる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに相談でき、適切な支援を受けられること。

【意見表明及び参加する権利】

こどもは、意見表明及び参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間を集い、又は仲間と活動すること。

関係者の責務

【市の責務】

- 1 市は、こどもの権利を尊重し、その権利を保障する責任を負う。
- 2 市は、こどもが健やかに成長できるよう、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の支援に努めなければならない。

【保護者の責務】

保護者は、こどもの権利を尊重し、こどもが健やかに成長できる環境を提供するよう努めるものとする。

【地域住民等の責務】

- 1 地域住民等は、こどもの人間性が地域との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな成長を支援するよう努めるものとする。
- 2 地域住民等は、こどもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保するよう努めるものとする。

【施設関係者の責務】

施設関係者は、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、こどもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めるものとする。

こどもの権利保障のための取組

【こどもの権利に関する普及及び啓発】

- 1 市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければならない。
- 2 こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、11月20日を鴻巣市こどもの権利の日とする。
- 3 市は、鴻巣市こどもの権利の日に合わせて、第1条に規定する目的に合致する事業を実施するものとする。

【こどもの居場所の確保】

市、地域住民等及び施設関係者は、こどもが年齢及び発達に応じて、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めるものとする。

【困窮等の状況にあるこどもへの支援】

- 1 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがあるこどもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めなければならない。
- 2 市は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身健やかな成長及び自立が図られるよう支援を行うとともに、こどもの権利及び利益が最大限尊重されるよう努めなければならない。

【虐待及び体罰の防止】

- 1 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき虐待及び体罰の防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 保護者及び施設関係者は、虐待及び体罰を行ってはならない。

【いじめの防止】

市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づきいじめの防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。

【こどもの虐待、いじめ及び体罰の通報】

こども、保護者、地域住民等及び施設関係者は、こどもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関に通報しなければならない。

【こどもの権利侵害からの救済】

- 1 市は、こどもの権利侵害の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、こどもの特性及び権利侵害に応じた適切な救済を行うものとする。
- 2 市は、こどもの権利侵害を行った者に対し、面会、相談、指導その他必要な措置を行い、再発防止に努めなければならない。

【相談窓口の設置】

市は、こどもや保護者が権利侵害に関する相談を行うための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。